

〈資料〉

## 韓国江原大学法科大学院視察記

恩 地 紀代子

### 1 はじめに

たまたま、日本弁護士連合会環境委員会環境法部会の関根孝道・部会  
(1)長（写真1中央）から誘いを受け、2010年7月16日、同部会の韓国・江  
原大学法科大学院視察に同行した。

初めての韓国で、まず印象的だったのは、金浦空港発のタクシーであ  
る。空港からソウル市内の集合場所まで、筆者の乗ったタクシーの代金  
は30,000ウォンであったが、別のタクシーに乗った視察団員（弁護士）



写真1 江原大学法科大学院・鄭光洙院長に  
挨拶する関根孝道・部会長（中央）

---

(1) 関根孝道弁護士は、関西学院大学総合政策学部の教授でもある。

は90,000ウォンを請求されていた<sup>(2)</sup>。

韓国では、江原道春川市の江原大学法科大学院を訪問した。関根・部会長は、日本弁護士連合会編『ケースメソッド環境法』の執筆者のひとりである<sup>(3)</sup>。同書は、初版1,474部、2版1,912部が販売され、法科大学院における教科書としても一定の評価を得ている<sup>(4)</sup>。部会では、江原大学法科大学院から同書の韓国語版の出版申出を受け、同法科大学院が韓国における環境法に専門特化した法科大学院であることが判明したことから、部会長が同法科大学院の視察を計画したという。筆者は、数年前に韓国の先生が、「韓国は日本の法科大学院のような失敗はしない」と発言されていたことを思い出し<sup>(6)</sup>、日本に遅れること数年いまや実施段階に入っている韓国の法科大学院がどのようなものなのか、視察に同行することにした。

## 2 韓国の法科大学院

韓国では、法科大学院は、全国で25校（首都圏14校、地方11校）に限定され、総定員を2,000名として、2009年3月から、法学未修者・既修者とも3年課程の教育が実施されている（現在3年課程のうちの1年半を経た段階である）。また、個々の法科大学院の入学定員は150名以下に

---

(2) 通訳の現地日本人・田中博氏によれば、相場は20,000ウォンから30,000ウォンということであった（2010年7月26日の為替レートは、1ウォン=0.0754円）。

(3) 部会は、日本の法科大学院における環境法教育のあり方について取り組み、教科書出版の他、研究者や実務家が一緒になった環境法教育研究会を十数回にわたって開催したり、米国法科大学院の現地調査を行ったりしている。

(4) wecatによれば、日本において同書の初版（2005年）を所蔵する大学図書館は116館、2版（2006年）は125館である。

(5) 江原法科大学院併設の比較環境法研究センターが出版する。

(6) 参照、石本伸晃「韓国ロースクール法案の概要と新しい法曹養成制度の特徴」（法曹養成対策室報2006年1号59頁）。

## 韓国江原大学法科大学院視察記



写真2 鄭光洙教授（院長）と韓萬珠教授

制限され、司法試験の受験は、法科大学院の卒業後5年以内で5回までに制限されている。前者は、特定の地域や少数の大学だけが法科大学院を設置することを防止するための、後者は、受験者の累積による合格率の低下を防止するための制限である。

現在、韓国で、各法科大学院の最も関心の高い事項は、法科大学院卒業後に行なわれる司法試験の合格率である。韓国では、ちょうど我々視察団の訪問4日前つまり2010年7月12日に、全国法科大学院関係者の会合が催され、その点が議論されていた。同会合に出席した江原法科大学院の院長・鄭光洙（Chung, Kwang-Soo）教授（写真1右、写真2左）からは、「2012年1月か2月に全国共通の司法試験が予定されているが、まだ合格率を何%にするかは決まっていない。全員合格を目指して頑張る」との説明を受けた。また、同法科大学院の韓萬珠（HAN, Man-Joo）教授（写真2左から2人目）からは、「日本の場合には、30%くらいの合格率が大きな社会問題になっていると承知しているが、韓国は日本とは事情が異なり、法科大学院の学生数について厳しい国家統制を前提に出発したので、その統制の中に入ってきた学生らは特別な欠点がなければ資格証を与えるのが望ましい」との見解が、同法科大学院の咸泰勝（Hahm, Tae Seong）教授からは、「現在まだ実施されている従来の司法

(7) 試験の合格者枠1,000名を撤廃し、法科大学院の卒業生全員を合格させるといえるのか」との私案が示された。

韓国でも、法曹人口と合格率に関する議論は中途である。院長の話によれば、「韓国では、法科大学院制度は、25大学に限定し定員を定めて80%合格で設計され開始された。定員2,000名×80%=1,600名の合格になる。これを減らすか維持するか、議論は進行中である。一方で、それでは、みんなが仕事を出来ないから合格者数を減らすべきとの意見があり、他方で、法科大学院の学生の出身を調べると法学部以外の者が70%を占めており、今後は公共機関や企業法務など様々な分野で法律サービスが可能であり、従来の司法試験は、2017年にはなくなるので、行政書士や司法書士などの仕事も法科大学院出身者が担当すれば80%を維持しても大丈夫という意見もある」という。

### 3 江原大学法科大学院 (Kangwon National University Law school)

#### 3-1 所在地 (江原道)

江原大学・法科大学院は、韓国の北部・江原道春川市にある。我々視察団は、ソウル市内から同法科大学院までバスで移動した。朝8:00にソウルを出発して、春川に到着したのは11:00である。同法科大学院は、首都圏の法科大学院に分類されているが、ソウルからは離れている。

バスの中で、我々視察団員は、通訳をお願いした韓国在住20年の日本人・田中博氏に、春川市や江原大学について尋ねた。日本で話題になった韓国ドラマ「冬のソナタ」<sup>(10)</sup>を引き合いに出し、「春川市は『冬のソ

---

(7) 従来の司法試験の合格者は2010年には800名、2011年には700名、2012年には500名、2013年には300名に減らすことになっている。

(8) 韓萬珠教授からは、「韓国では、政府が定員を決めている大学があり、医師の国家試験合格率は80~85%である。そこで、法科大学院もそうすべきとの意見がある」との説明があった。

(9) ラムサール・ネットワーク日本/韓国事務局スタッフ (写真2右)。

## 韓国江原大学法科大学院視察記



写真3 江原大学



写真4 法科大学院

ナタ』のロケ地にもなった景色のよいところですよ。たくさんの人々が訪れるのですか」と尋ねたところ、「韓国では、お金のないカップルが行くところだ<sup>(11)</sup>」との返答を得たり、「江原大学は日本で言うと、東

---

(10) 2003年に日本で放送されて人気の高かった韓国ドラマで、「冬ソナ」は、2004年度流行語大賞の上位にノミネートされた。

(11) ちなみに、視察団のメンバーは各自韓国行きの航空券を手配したが、各々代金は違ったものの、従前に比べると大変安くなっている。その話が展開して、通訳の田中氏から、「今や航空券はそのくらいの値段なのに、日本の『冬のソナタ』のファンの女性たちは、韓国2泊3日で15万円もとられています。世界各国の冬ソナ・ファンを狙って何か少しでも関係があ

北大学のような感じですか」と尋ねたところ、「東北大学とは違いますね。福島大学という感じでしょうか」との返答を得たりして、訪問先のイメージを膨らませた。

到着してみると、江原大学はとても広い大学であった。春川(Chunchun)キャンパスの他にも三陟(Samcheok)に2つのキャンパスを有し、学部も法学部<sup>(13)</sup>のほか医学部・工学部・農学部・理学部などがあって、それぞれ大学院をもち、学生数は韓国の大学の中で23,122人と最も多いとのことであった(写真3～6)。1947年に農業大学として、設立されたのだという(今年で63年目)。



写真5 法科大学院棟 棟内案内

るといっては宣伝をして観光客引きをしていますますが、最もカモにされているのは、日本の年配の女性たちです」などとの説明もあった。

(12) 江原大学の提携大学(日本)は、天理大学、信州大学、鳥取大学、國學院大學、長崎大学、鹿児島大学、北海道大学、早稲田大学、九州大学、帯広畜産大学である。

(13) 韓国では、ひとつの大学が法科大学院と法学部の両方を設置することはできないため、江原大学では、法科大学院を設置した時点で、従来の法学部を廃止した。しかし現在はまだ、法科大学院設置前に存在した法学部の学生が在学している。江原大学は、他学部同様、法学部も研究者養成の大学院(修士課程・博士課程)をもつが、これからは法学部から卒業生を出せなくなるので、状況が変わるだろうとの説明を受けた。



写真6 法学部 講義室

### 3-2 特性化分野の選定（環境法）

江原法科大学院は、認可を得た25校中の1校である。江原大学・法学部の講師（写真8手前）に尋ねたところ、「認可・不認可のボーダーラインにあった諸大学は、団子状態で、どの大学が認可されるかわからなかった」という<sup>(14)</sup>。政府の方針により、各大学は、認可を得るにあたって1つ以上の特性化分野を選定し、教育カリキュラム・教育施設などを確保・体系化することが要求された（3年間で30単位。1年に3～4科目）。それは、「特性化教育」と呼ばれている。特性化分野は、それぞれの大学が自ら、所与の条件等を勘案して定める。

江原法科大学院は、「環境法」を特性化分野として選定した<sup>(15)</sup>。江原法科大学院が「環境法」を選定した理由は、鄭光洙院長（写真7前）の説明によれば、「地域性である。江原道（Gangwondo）は、自然に恵まれた地域で、江原道のスローガンは、『自然と人間』である。江原大学は

---

(14) 認可されなかった大学のことは、「脱落校」と和訳されていたが、設立の準備に投資をしたこともあり、裁判を起こしている大学もあるという。

(15) 梨花女子大学は、女性だけの法科大学院を開設し、ジェンダー教育の拠点校となっている。ほとんどの大学が、企業法を特性化のひとつとしてあげており、公法関係の分野を特性化した法科大学院も多い。東アジア法などの地域法を特性としてあげている大学もある。



写真7 鄭光洙院長（前）と妻波俊一郎弁護士（後）

全国で一番多くの山をもっている<sup>(16)</sup>。この地域には、自然環境活動もあり、江原道の住民にとって『環境法』は自然な感覚である。そのようなわけで、『環境法』に特性化した。また、江原道には弁護士がない」。25校の中で、「環境法」を選定したのは江原法科大学院だけである。

### 3-3 特性化教育

江原法科大学院には、専任教員が26名いる。学生の定員は40名で、専用図書館（写真8・9）と学生寮がある（これまでのところ入試競争率

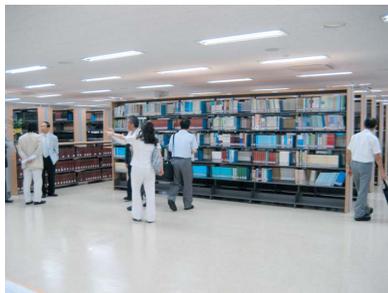


写真8 図書館（1階）



写真9 図書館（地下1階）

---

(16) 全国の松の実の3分の2は、江原大学山産とのことであった。

は5倍、学生男女比は6：4)。環境法特性化戦略として、理論と実務を重ねた教育を掲げ、環境法の担当教員として、理論家と実務家が採用されている。理論担当は咸泰勝 (Hahm, Tae Seong) 教授 (写真10左から2番目)。実務担当は朴泰賢 (Park, Tae-Hyun) 弁護士 (環境訴訟で有名な弁護士。写真15左列前から3番目) である。彼らの他に国際環境法の教員も採用されている。

授業カリキュラム上、多くの環境法関連科目の開講が予定されている。環境法概論 (配当年次は1年2学期)、環境法と政策 (2年1学期)、比較環境法 (2年1学期)、環境法事例研究 (2年2学期)、環境法論文作成演習 (2年2学期)、気候変動と法 (2年2学期)、環境訴訟の理論と実践 (3年1学期)、企業環境法 (3年1学期)、法と生態学 (3年1学期)、国際環境法 (3年2学期)、環境経済学 (3年2学期)、環境法演習 (3年2学期) の合計12科目である。

その他の戦略として、他学部等との連携も掲げており、環境法関連科目のうち環境経済学は、経済学科の教授が担当している。また、2009年12月、春川キャンパスには、気候変動戦略研究所が設立され、李鐘範 (Chong Bum Lee) 所長 (写真10中央) の説明によれば、研究・教育のほか気候変動に伴う環境政策提言も行なっている。

また、学生には、環境フィールド・ワークも提供されている。ちょうど我々視察団が訪問した7月16日から2泊3日で湿地保全の現地調査が行なわれており、学生たちはすでに出発し、環境法の教員たちも、追って2日目から同フィールド・ワークに合流することになっていた。日本側の視察団団長 (環境法部会・関根部会長) は、この環境フィールド・ワークを「現場に学ぶ」と言って非常に高く評価していたので、それは、おそらく、日弁連の「公害・環境9月号」などに掲載されることであろう。

江原法科大学院の学生は、環境法関連科目のうち4科目以上を履修すれば履修証明書が交付される。江原法科大学院は、そのようにして環境



写真10 李鐘範所長（中央）

法に精通した学生であることを証明することで、学生の就職を支援しようとしている。鄭光洙院長（写真10左）の口からは、「仮に江原法科大学院の学生が司法試験に合格しなかった場合にも、環境法を活かした職務に就いて欲しい。政府が環境弁護士というような資格を作ってくれたらよいのだが」との希望が漏れた。

#### 3-4 特性化教育の問題

江原法科大学院は、環境法を特性化教育として定めているが、特性化はまだ成功しているわけではない。授業カリキュラム上、多くの環境法関連科目の開講が予定されているが、学生が全科目を受講できるかどうかは不明である<sup>(17)</sup>。2年生1学期の学生に対して、実際に提供された科目は2科目で、来る2学期に3科目の開講が予定されている。学生が1年間（12カ月）で履修を要求される環境法関連科目は1科目であり、4科目以上を履修すればその証明書が交付される。この認証制度は内部的なものにすぎないが、環境法理論担当の咸泰勝（Hahm, Tae Seong）教授

(17) 韓国では、法科大学院の課程修了には最低90単位取得が必要であるが、各法科大学院は、学則で卒業単位をそれより高くしてもよいことになっており、江原法科大学院では卒業単位を95単位としている。

の話によれば、「カリキュラム上、知らず知らずのうちに、学生が環境法に興味を持ち出す」ようにする方策である。日本側視察団は、実務担当の朴泰賢（Park, Tae-Hyun）弁護士から、「この12科目に加えて開講すべき環境法関連の科目は何か」と尋ねられ、これまで日本の法科大学院で環境法を担当してきた山村恒年弁護士（写真10右から2番目）が、環境倫理などと答えた。

江原法科大学院では、学生たちに環境法への関心を維持させながら、将来、環境法分野の専門家として活躍できるように教育することが重要だとして、環境法特性化教育を成功させるための諸手法を模索中である。

### 3-5 受験対策

鄭光洙院長の話によれば、韓国では司法試験の行ない方と法科大学院での教育スタイルが整合していないという問題があるが<sup>(18)</sup>、受験対策については、江原法科大学院では、科目別に準備するというので、各教員が検討している。

韓国の司法試験・環境法は、現在のところ、9つの分野から出題されると言われている。日本側視察団員のうち若手の小島智史弁護士（写真10右端）は、（日本の）法科大学院出身で、しかも司法試験を環境法（選択科目）で受験していたことから、江原法科大学院の環境法実務教員（弁護士）から、学生の環境法に関する受験準備について質問を受けた。小島弁護士の「自分は、法科大学院1期生であり、環境法は、当時、開講していた法科大学院が少なかったうえ、<sup>(19)</sup>勉学環境は整っておらず、

---

(18) 司法修習の制度がなくなり、法科大学院3年間でそれも行なうという難しい問題があるという。この点、日本では、司法研修所の教育方法（要件事実論）を題材に、金子武嗣「法科大学院にしてほしいこと—法科大学院の実務基礎教育の現状と課題」（自由と正義2009年6月号145頁）、加賀山茂「金子武嗣『法科大学院にしてほしいこと—法科大学院の実務基礎教育の現状と課題』を読んで」（法曹養成と臨床教育2009年2号183頁）などの議論がある。



写真11 法科大学院 演習室



写真12 法科大学院 講義室



写真13 法科大学院 法廷教室

カリキュラムも3年次配当と遅く、新しい科目であったため教材もなかった」との返答は、基本的なことだが、大学側の環境づくり、カリキュラム編成、教材の充実といった大切な点である。<sup>(20)</sup>

---

(19) 小島弁護士の出身法科大学院圏では、環境法を開講している法科大学院は5校中2校のみであった。現在でも、環境法は開講しようとしても担当できる教員が少ない。神戸学院大学・法科大学院では、環境法は荏原明則教授の担当で開講されている。

(20) 小島弁護士が提案した大学側の取組みは、別圏の環境法開講校とも相互に連携し、学生が自主ゼミをできるよう援助し、カリキュラム配当は3年次よりも前に、教材を充実させ、合格者が後輩にノウハウを伝授できる機会を作る、などであった。

ちなみに、今回、江原法科大学院を訪問することとなったきっかけは、既述（1はじめに）の通り、同法科大学院による日本弁護士連合会編『ケースメソッド環境法』の韓国語版の出版であったが、訪問によって、同法科大学院は、「韓国ではまだ環境法の具体的事例が少ない」との認識の下、日本の書籍に限らず、世界各国の環境法書籍を翻訳していることが判明した。

### 3-6 その他

韓国の全法科大学院の学費は、年間1,000万ウォンから2,000万ウォンである。そして、経済的に恵まれていない学生が法曹界への途を閉ざされることがないように、奨学金制度がある。2009年の法科大学院生総定員のうち、全額奨学金受給者の比率は16.5%であるが、江原法科大学院では、70%と最も比率が高い。現在のところ、江原道地域からの経済的支援があるのだという。<sup>(21)</sup>他方、法科大学院側は、学費だけでは運営が困難である。今回視察団の通訳してくれた日本人・田中博氏は、韓国の大学院を修了しており、その話によれば、「韓国では、大学院については、法曹養成の法科大学院の前に、国際人養成の大学院制度が導入され、当初は政府が財政支援を約束していたが、初年度は学生が集まったものの、その後は受験生が減少し、地方の大学院の在学生在がソウル地域の大学院に編入するなどのこともあり、また、政府の財政支援の約束も曖昧になって、地方の大学院は危機的状況に陥り、その制度は、所期の成果を上げることができていない」そうである。法科大学院についても、同様の問題が懸念されている。

---

(21) 2010年の奨学金の支給率は、全登録金を基準に、1学期80%、2学期72%とのことである。（視察後、韓萬珠教授に確認。2010年9月6日）。韓国では、これまで、全弁護士の67.2%がソウルで開業しており、法律サービス疎外地域が多く存在する。江原道も弁護士のいない地域である（前出3-2）。



写真14 学生たちの勉強机

#### 4 お わ り に

はじめに述べたように、筆者は数年前、「韓国は日本の法科大学院のような失敗はしない」と聞いたことがあったので、今回の視察で、「韓国法科大学院の教育方法は、日本・アメリカ・ドイツいずれのスタイルがよいか、まだ整理がついていない状態である」とか「韓国より先に法科大学院制度を施行している日本の経験とアドバイスをききたい」などと江原法科大学院の教授が述べられたときには驚いた。江原法科大学院は、環境法特性化教育を成功させるために一生懸命で、日本側視察団は、彼らから、「弁護士として環境訴訟だけで生活していけるのか」と質問された。視察団の弁護士たちはみな環境訴訟に精通した人物であり、<sup>(22)</sup>「公害訴訟（損害賠償訴訟）であれば一定割合で弁護士報酬があるものの、環境訴訟（自然保護）では勝訴しても原告から金銭を受け取ることが困難なケースが多く、弁護士の持ち出しである。しかし、環境訴訟は社会的に意義のあることであり、環境訴訟をしている弁護士ということ

---

(22) 関根孝道弁護士、山村恒年弁護士、鈴木堯博弁護士、妻波俊一郎弁護士、小島智史弁護士は、いずれも日本で著名な環境訴訟を手掛けてきた弁護士である。

で信用が高まり、他の事件の依頼が来る。そうして、日本では、弁護士は、環境訴訟を他の事件の収入をもってあてる。といっても、それは、これまでのことであり、近年、日本でも法科大学院制度が導入され、弁護士の数が増えて仕事の取り合いとなっており、そのような余裕がなくなってきたので、現在では、弁護士団体（自然保護基金・環境法律家連盟）を設立して訴訟費用の実費をまかなっている」と答えていた。<sup>(23)</sup>

他方、日本側視察団員のうちある弁護士の関心は、別の面にあった。それは、日本における司法試験選択科目としての環境法の生き残りである。環境法は、日本では新司法試験で選択科目として採用されたが、既述のように、勉強環境も整っていないことなどから、受験生は少ない（選択科目8科目中上位は労働法・倒産法・知的財産法で、環境法は5～7%と下位）。日本の司法試験選択科目は、2～3年毎に見直し作業が行なわれることになっており、2009年の見直しでは変化はなかった。しかし、今後のことは不明なので、選択科目から環境法を外さないためには受験生の確保が必要だとして、法科大学院での環境法教育充実のヒントを求めている。もっとも、江原法科大学院の教授の話によれば、「日本の弁護士会は、この科目を入れろとか外すなどと言って、運動をするそうであるが、韓国では、そのような運動はない」という。<sup>(24)</sup>

江原法科大学院の先生たちは、院長と環境法の教授を中心に、以上のようなことを、施設案内やスライド講演によって、我々視察団に対して

---

(23) 環境法律家連盟（環境法関係の情報提供を行なっている）の会員は、現在800人である。環境訴訟に関与しない弁護士も、「連盟から、お金がないので、会員になって下さいと頼まれる」ようである。しかし、弁護士の持ち出しは決して解消されていない。

(24) もっとも、視察団員とは別の弁護士の話によれば、「日本の弁護士会のなかでそのような運動があるとしても、それは若干の部会であって大きな影響も持たない」という。なお、江原法科大学院の教授は、「韓国の弁護士会・環境法部会の会員は、周知の四大河川事件についても微妙な問題だからと言ってシンポジウムを見合わせることもあるように、保守的な人物である」と説明された。



写真15 会議室での説明

丁寧の説明してくれた（写真15）。その結びの言葉は、「韓国の法科大学院はまだ1年半であり，成功するかどうかかわからないが，支援と情熱で成功すると信じる」ということであつた。<sup>(25)</sup>

（2010年7月）

---

(25) 筆者は，お世話になった韓国・江原法科大学院のみなさんにお礼を申し上げるとともに，視察に快く同行させて下さった日弁連・環境法部会視察団のみなさんに感謝します。